

事務連絡
平成29年3月3日

都道府県
各 指定都市 生活保護担当係長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局保護課保護係長

生活保護受給者におけるばちんこ等の状況の把握について〈依頼〉

生活保護の運営については、平素から格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、生活保護受給者が保護費でばちんこや公営競技等（以下「ばちんこ等」という。）の娯楽を行うことに関する指摘があること等を踏まえ、生活保護受給者におけるばちんこ等の状況を把握することとしました。

つきましては、ご多忙中大変恐縮ですが、生活保護受給者がばちんこ等を行っている状況等について把握したいので、回答について宜しくお願いします。

記

1 調査事項

生活保護受給者におけるばちんこ等の状況（平成28年4月1日～平成29年3月31日の状況）等

2 提出時期及び提出先

提出期限：平成29年4月28日（金）17時必着

提出先：厚生労働省社会・援護局保護課保護係

宛先メールアドレス：hogogakari@nhlw.go.jp

3 提出方法

当職よりメールにて別紙調査回答様式（エクセル）を送付しますので、状況等をご記入いただき、メールにて上記のアドレス宛にご回答願います。

回答を提出する際には、メール件名及びエクセルのファイル名を「自治体番号【都道府県市名】バチンコ等の状況調査」と記載の上、ご提出願います。

4 資料の取扱い

ご提出いただいた回答については当課で取りまとめの上、報道機関等からの問い合わせや情報公開請求があった場合に、対外的に実態把握結果を回答又は提供することがありますので、予めご了承ください。

(担当)

厚生労働省社会・援護局

保護課保護係 小畑・小早川

TEL 03-5253-1111 (内線 2826)

FAX 03-3592-5934

E-mail hogogakari@hlfw.go.jp

○ 事項3

ばちんこ等の収入があつたにもかかわらず収入申告しておらず、不正受給として生活保護法第78条を適用した件数をご記載ください。また、不正受給として生活保護法第78条を適用した具体的な事例をご記載ください。

件数	合計金額			
〇件	円			
(内訳:件数)				
ばちんこ	既婚	結婚・オートレース	別居	宝くじ・福利金など
(内訳:平均金額(円))				
ばちんこ	既婚	結婚・オートレース	別居	宝くじ・福利金など

事例 (※事例毎に年数、性別も記載すること。)

例:【宝くじ】60歳男性、調査先調査で宝くじ当せん金の当込額が判明し、未申告であった10万円について78条を適用した。

○ 事項4

① 生活保護受給者がばちんこ等を行っていることについて積極的に把握を行っているか。(把握の契機や方法など。)

回答	している
「している」場合は把握の契機や方法などを記載	

② 生活保護受給者がばちんこ等を行った際の助言や指導指示を行う基準の有無と概要、指導状況について

回答	有
「有」場合は概要と指導状況など、「無」場合は無い理由などを記載	

例:月の生活費の70%を超える金額をばちんこ等の収入に依っている場合は、助言を行い、80%を超える場合は口頭による指導指示を行う。

③ 生活保護受給者が②による助言や指導指示に契わず対応に苦慮した具体的な事例

例:【ばちんこ】70歳男性、ばちんこに生活費の70%以上をばちんこで稼いでいたため、生活状況の改善に向けて毎月、家計簿をつけるように助言を行っているが、「ばちんこだけが生きがいなんだ」と従わず改善しない。